平成２７年（再イ）第１４号
長野県松本市平田西２丁目18番11号　レオネクストミレニアムＴ201
再生債務者　上田　彰典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（再イ）第１１３号
名古屋市天白区植田東３丁目201番地　オランジェエトワール40Ｂ号
再生債務者　山田　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１２１号
愛知県東海市荒尾町北遠鐘４番地の19　レオネクストＲＹＵⅡ203
再生債務者　髙木　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第８２号
京都市左京区岡崎西天王町79番地１　パークサイド岡崎501
再生債務者　山田　武彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第９０号
京都府城陽市寺田正道８番地の１　エスポワール五番館Ｂ棟101号
再生債務者　島　　奈々
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第４８号
大阪府泉佐野市長滝4062番地の５
再生債務者　佐々木マキ（旧姓川畑）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第３６号
奈良市北永井町467番地の５
再生債務者　安田　善一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日　　奈良地方裁判所

平成２７年（再イ）第３号
福島県いわき市小名浜字蛭川南５番地の９
プレミスト小名浜505
再生債務者　佐藤　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（再イ）第４号
三重県伊賀市平野城北町144番地
再生債務者　竹澤　広美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（再イ）第５号
三重県伊賀市千歳1969番地の40
再生債務者　佐藤ニュートン誠こと　ＳＡＴＯ　ＮＥＷＴＯＮ　ＭＡＫＯＴＯ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月４日　　津地方裁判所伊賀支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第22号

平成27年11月29日に執行した東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第５項の規定に基づき、公告する。
平成27年12月17日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人
記
1　宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏　名	住　所
岩田　英和	東京都中野区中野３丁目36番８号　岩田ビル501
大村　清保	東京都杉並区下井草２丁目14番４号
神谷　智夫	東京都中野区中野３丁目36番９号
関根　秀雄	東京都中野区中野３丁目37番９号
近鉄不動産株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目５番13号
株式会社ナガイアルテス	東京都杉並区高円寺南五丁目36番８号
独立行政法人都市再生機構	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第４号

北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業に係る矢上弥兵衛氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定に基づく仮換地の使用収益開始日の通知が送付すべき場所を確知できなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成27年12月17日
北部大阪都市計画事業
国際文化公園都市特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
西日本支社　支社長　西村　志郎
記
1　氏名及び住所
氏名　矢上弥兵衛
住所　不明
2　通知の内容
文書番号　に61―156
国発指定　平成27年12月17日
仮換地
街区番号　Ｄ３－３街区　画地番号　３画地
地積　95㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　平成28年１月15日
（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
以　上